

令和 2 年 5 月 15 日

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

緊急事態宣言解除後の児童発達支援および
放課後等デイサービス事業所の対応について

児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）におきましては、令和 2 年 4 月 27 日付通知「市立学校（園）の臨時休業延長に伴う児童発達支援および放課後等デイサービスの対応について」等に基づきご対応いただいているところです。

今般、国において、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたこと、また名古屋市教育委員会より 6 月 1 日から市立学校（園）の教育活動を再開する旨の発表がされたことを踏まえ、4 月 27 日付通知等においてお示ししている下記（裏面）1 の内容について、予定どおり、令和 2 年 5 月 31 日をもって終了することといたしました。各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

この間、新型コロナウイルスの感染防止に細心の注意を払いながら必要な支援を継続しつつ、通所での利用を控える旨のお願い等につきましてもご協力いただいていることに、厚くお礼申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染防止については、引き続き厚生労働省からの令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」を参考に適切に対応していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。

記

1 5月31日をもって終了する対応

放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針（令和2年4月27日）の「3 対応方針(1)事業所の開所等の対応」

《放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針(抜粋)》

3 対応方針[＊]

(1) 事業所の開所等の対応（対象期間：令和2年5月31日（日）まで）[＊]

放課後等デイサービス事業所においては感染症の予防に留意した上で、原則として開所するとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を要請する。[＊]

また、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で、原則として開所を要請する。[＊]

なお、家にいることが可能な保護者に対して通所を控えていただくことなどの協力を求める等、感染拡大防止のための対応をすること。その場合においても、今回の保護者への利用に関する協力などのお願いについては、利用を制限するものではないため、各家庭の状況等を配慮した上で必要な支援が提供されるようにすること。[＊]

※6月1日以降は通常どおり開所いただくようお願いいたします。

2 その他

国の通知（「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等）に基づく新型コロナウイルス感染症に関する報酬・人員基準等の柔軟な取扱いについて、5月31日までは予定通り継続いたします。6月1日以降の取り扱いについては、国の通知等により詳細が決まり次第お知らせいたします。